建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年９月９日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

１　処分をした年月日　令和７年４月２日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社エアシス　中島　　忠　兵庫県神戸市西区前開南町２―14―９　国土交通大臣許可（般特―５）第27079号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　令和７年４月２日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年９月９日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

１　処分をした年月日　令和７年６月30日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社尾田組　尾田　安信　奈良県奈良市高畑町738―２　国土交通大臣許可（特―４）第1600号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　令和７年６月30日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年９月９日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

１　処分をした年月日　令和７年６月30日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ケイアイコーポレーション　金沢　元男　福井県敦賀市新松島町１―26―Ｊ　国土交通大臣許可（般―４）第26369号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　令和７年６月30日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年９月９日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

１　処分をした年月日　令和７年７月１日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　富士興業株式会社　谷山　勝巳　大阪府大阪市北区堂島浜１―４―16アクア堂島ビル西館　国土交通大臣許可（般特―３）第268号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（タイル・れんが・ブロツク工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　令和７年７月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年９月９日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

１　処分をした年月日　令和７年７月２日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社シイナ　椎名　　節　大阪府大阪市中央区和泉町１―１―14シイナＨＤビル谷町　国土交通大臣許可（般特―６）第25577号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（解体工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　令和７年７月２日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年９月９日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

１　処分をした年月日　令和７年７月７日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社アスカ　水口　慎吾　大阪府大阪市福島区海老江１―９―23　国土交通大臣許可（特―３）第24327号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　令和７年７月７日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年９月９日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

１　処分をした年月日　令和７年７月11日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　クボタアグリサービス株式会社　鶴田　慎哉　兵庫県尼崎市浜１―１―１　国土交通大臣許可（特―４）第24566号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（左官工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　令和７年７月11日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

破産手続開始